

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）概要版

I 基本情報

記載項目	住民基本台帳に関する事務
事務の内容	① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ② 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転入前市町村に対する通知 ⑤ 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥ 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦ 地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑧ 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩ 個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪ 情報提供ネットワークシステムを利用した住民票情報（住民基本台帳法（住基法）第7条第4号に規定する項目）の提供
使用するシステムの名称	住民基本台帳オンライン、住民基本台帳ネットワーク、共通基盤、団体内統合宛名、中間サーバ、証明書コンビニ交付システム
特定個人情報ファイルを取り扱うメリット	・添付書類(住民票の写し等)の省略による住民の負担軽減 ・個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認による行政事務の効率化
個人番号利用の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（第7条，第16条，第17条） 2 住基法（第5条，第6条，第7条，第8条，第12条，第12条の4，第14条，第22条，第24条の2，第30条の6，第30条の10，第30条の12）
評価担当部署	市民まちづくり部 市民課

II 特定個人情報ファイルの概要

記載項目	住民基本台帳に関する事務
特定個人情報ファイルの名称	① 住民基本台帳ファイル ② 本人確認情報ファイル ③ 送付先情報ファイル
記録する項目	個人番号，氏名，性別，生年月日，住所等
特定個人情報の入手	住民異動届の受領，本人確認情報に係る変更又は新規作成の発生等により入手
特定個人情報の使用	住民票の写しの交付，本人確認，個人番号通知書送付等を行う地方公共団体情報システム機構に対する提供
ファイルの取扱いの委託	有（既存住基システム修正業務，証明書コンビニ交付システムのサービス利用，住民基本台帳システムのサービス利用）
特定個人情報の提供・移転 【提供】他市町村等他機関への情報のやり取り 【移転】本市庁内他課への情報やり取り	【提供】 ① 提供先：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者（厚生労働大臣，都道府県知事，市町村長等の他機関） ② 提供する情報：住基法第7条第4号に規定する事項（世帯主である旨，世帯主の氏名等） ③ 提供方法：情報提供ネットワークシステム等 【移転】 ① 移転先：市内部の他部署（子ども部子ども政策課，保健福祉部保険年金課等） ② 移転する情報：住民基本台帳情報（住所，氏名，生年月日，性別等） ③ 移転方法：共通基盤システム（庁内連携システム）

<p>特定個人情報の保管・消去</p>	<p>【保管場所】</p> <p>① 本市における措置：本市が管理するサーバ・ネットワーク機器は災害等の影響を可能な限り排除した場所に設置，入退室・アクセス制限 外部記憶媒体・紙媒体は，施錠可能な場所に保管</p> <p>② 中間サーバ・プラットフォームにおける措置：データセンターへの入館及びサーバ室への入室管理等</p> <p>③ 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置：データセンターへの入退室の生体認証管理等</p> <p>④ ガバメントクラウドにおける措置：サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し，セキュリティ対策はクラウド事業者が実施 特定個人情報は，クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存</p> <p>【消去場所】</p> <p>① 本市における措置：本市が管理するサーバ・ネットワーク機器は記録媒体上の情報が復元できない状態にした上で廃棄し，廃棄する情報資産の内容等を記録 電子記録媒体内はデータを削除後，速やかに，物理的破壊 紙媒体等は，裁断又は溶解により，速やかに廃棄</p> <p>② 中間サーバ・プラットフォームにおける措置：特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施</p> <p>③ 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置：最新情報のみを保管するため，消除された住民票については，自動的に消去</p> <p>④ ガバメントクラウドにおける措置：特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施 国及びガバメントクラウドのクラウド事業者のアクセス制御</p>
---------------------	--

III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策

記載項目	住民基本台帳に関する事務
<p>特定個人情報の入手の際のリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード等による厳格な本人確認 届出等様式は必要な情報のみ記入する様式 受付窓口への衝立の設置，窓口から待合スペースの適当な距離の確保など，提出書類等が見えない配慮
<p>特定個人情報の使用の際のリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> システム利用時の生体認証とパスワードによる認証 事務に必要な情報へのアクセスをシステム上で制限 アクセス記録やシステムで実施した作業について記録 情報セキュリティに関する研修の実施 ファイルの複製や大量データ抽出の作業は情報システム室に限定
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託の際のリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者に誓約書，業務従事者届等の提出，セキュリティ等に関する社員教育の実施状況の確認を義務付け 委託先での作業について，個人情報の利用者，保管場所等を記録 個人情報の適正な取扱いについて，委託契約書の特記事項として規定
<p>特定個人情報の提供・移転に関するリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供については，番号法で定められた特定個人情報のみを入手・提供ができる情報提供ネットワークシステムを使用し，提供 特定個人情報の移転については，法令上の根拠に基づく情報のみ自動で連携できる庁内連携システムを構築・使用し，移転（随時で情報を移転する際は，決裁行為を経た上で実施）
<p>特定個人情報の保管・消去に関するリスク</p>	<p>① 宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づく対策を実施</p> <p>【物理的対策】 情報システム室への入室はICカードと生体認証を実施，パソコン等の端末は施錠できる場所へ保管</p> <p>【技術的対策】 不正プログラム対策ソフトウェアの利用，システムの外部インターネットとのアクセス制限，保管期間を経過した情報はシステム判別により廃棄</p> <p>② 委託契約により規定</p> <p>【物理的対策】 データセンターへの入室は生体認証を実施，停電によるデータ消失防止のための無停電装置・自家発電装置の設置，火災によるデータ消失防止のための新ガス系消化設備の設置，データセンターは震度7対応の耐震・免震構造</p>

	<p>【技術的対策】24時間監視システム、ウイルス対策ソフトの常駐、厳重な通信制限、不正アクセス対応の定期的ログ確認、専用回線の使用、通信の暗号化、端末における証明済データの消去等</p> <p>③ ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>【物理的対策】システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築、入退室管理等</p> <p>【技術的対策】国及びクラウド事業者は業務データにアクセスしない契約、アクセス制御</p> <p>ガバメントクラウド運用管理補助者は、継続的にモニタリング及びログ管理。OS 及びミドルウェアについて必要に応じセキュリティパッチを適用</p> <p>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し24時間365日対策を講じるとともに、ウイルス対策ソフトを導入しパターンファイルを更新</p>
--	---

IV その他のリスク対策

記載項目	住民基本台帳に関する事務
その他のリスク対策	<p>① 中間サーバ・プラットフォームにおける措置：統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理）等</p> <p>② ガバメントクラウドにおける措置：ガバメントクラウドに起因する障害等の事象の場合、国はクラウド事業者との契約を履行させることで対応</p> <p>ガバメントクラウドに起因しない事象の場合、ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応</p>